

「出雲市宿泊税制度に関する基本方針」（案）

に対するパブリックコメント（意見募集）

出雲市は、令和7年3月に策定した「出雲市観光基本計画」に基づき更なる観光振興を図るため、必要な経費を賄うに足る新たな観光財源の導入について、専門的かつ多角的な視点から調査審議することを目的に、有識者で構成する「出雲市新たな観光財源検討委員会」を設置し、検討を行いました。

議論の結果、「出雲市には、新たな観光財源が必要であり、その財源として法定外目的税としての宿泊税を導入することが妥当」との意見が示され、令和8年8月10日に本委員会から市長に対し、宿泊税の制度概要案を含む答申書が提出されました。

本市では、この答申書の内容を踏まえ、「出雲市宿泊税制度に関する基本方針」（案）を作成しましたので皆様のご意見を募集いたします。

【募集期間】

令和8年10月1日（木）から令和8年11月2日（月）17時（必着）まで

【掲出・閲覧場所】

- ・市ホームページ
- ・出雲市役所市民税課（本庁舎2階）
- ・各行政センター（斐川行政センターの地域振興課、平田・佐田・多伎・湖陵・大社行政センターの市民サービス課）

【ご意見の提出方法】

次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。

- 郵送 〒693-8530（住所記載不要）出雲市 市民税課あて
- ファックス 0853-21-6832
- 電子メール shiminzei@city.izumo.shimane.jp
（件名を「パブリックコメント」としてください。）
- ホームページから入力する場合は下記アドレスまたはQRコード
<https://ttzk.graffer.jp/city-izumo/smart-apply/surveys-alias/shukuhaku>
- 窓口 出雲市役所 市民税課（本庁舎2階）
出雲市役所 各行政センター



【その他】

- ・ご意見を提出される際は、意見、氏名、住所、電話番号（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名、所在地）を必ず記入してください。提出意見に記載された個人情報、他の目的には一切使用しません。
- ・ご意見に対する個別の対応はいたしません。また、匿名や電話、口頭によるご意見については受付できませんので予めご了承ください。
- ・ご意見の内容及びご意見に対する市の考え方等は、後日、市のホームページなどで公表します。その際、個人が特定される情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）は公表しません。

【新たな観光財源検討委員会について】

令和7年7月30日に出雲市新たな観光財源検討委員会を設置し、観光振興のための新たな安定財源の導入について、先行導入自治体の状況や宿泊事業者に対するアンケート調査の結果をもとに、慎重に検討が行われました。

検討の結果、新たな観光財源が必要であるとしたうえで、主要な財源として法定外目的税である宿泊税の導入が妥当である整理され、令和8年8月10日に答申を受けました。

答申書及び報告書は、下記参考資料からご覧ください。

【お問い合わせ先】

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市役所 市民税課
電話 0853-21-6393
FAX 0853-21-6832

【ダウンロード】

[「出雲市宿泊税制度に関する基本方針」（案）に対するパブリックコメント募集要項](#)

[出雲市宿泊税制度に関する基本方針（案）](#)

[パブリックコメント記入用紙ワード様式](#)

[パブリックコメント記入用紙PDF様式](#)

【参考資料】

[新たな観光財源のあり方に関する検討について（答申）](#)

[出雲市新たな観光財源検討委員会報告書](#)

[出雲市パブリックコメント制度実施要綱](#)